介護保険で安心!

サービス利用手続きの流れ

更新の申請

●引き続きサービスを利用したいときは、認定の 有効期間満了日の60日前から満了日までに 「更新」の手続きをしましょう。

(有効期間内に、心身の状況が変化した場合などは認定の「変更」を申請できます) サービスの利用については、ケアマネジャー(要介護支援専門員)が適切にアドバイスをします。

●申請する

- ●申請の窓口は市の介護保険課です。申請は、 本人のほか家族でもできます。
- ●そのほか、次のようなところも申請の代行を行っています。
- ・指定居宅介護支援事業者
- ・在宅介護支援センター
- ・介護保険施設 など

6サービスの利用

●サービス事業者と、 契約を結び、ケアプランにそってサービスを利用します。 サービスを利用したら、費用の1割を支払います。



2要介護認定

●訪問調査

市職員などの調査員から、心身の状態について、聞き取り調査を受けます。

●主治医の意見書

市の依頼により主治医が意見書を作成します。 ※主治医がいない人は市が紹介する医師の 診断を受けます。

⑤ケアプランを作る

●ケアマネジャーと相 談しながら、ケアプラン(介護サービス計画)を作ります。

※ケアプランの作成は 利用者の負担があ りません。



○認定審査〈二次判定〉

- ●「コンピュータによる一次判定」や「主治医の 意見書」をもとに、どのくらいの介護が必要か などを、保健・医療・福祉の専門家が審査し ます。
- ●介護が必要な度合い(要介護度)や、保険で認められる月々の利用額などが決まり、本人に通知されます。

4サービスを選ぶ

- ●認定を受けたら「居宅サービス」か、「施設 サービス」を選びます。
- □在宅での介護が中心の「居宅サービス」 15種類
- □施設に入所する「施設サービス」 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・ 介護療養型医療施設

3結果の通知

●認定結果が、申請から原則30日以内に届きます。認定は「要支援」「要介護1~5」のいずれかに分かれます。



みんなで介護予防

転ばない!



転倒が原因で介護が必要になることもあります。

家の中の整理整とん、日ごろから の運動に気を付けましょう!

正しい食事!



健康のもとは食事から。食事を楽 しみましょう。主食、主菜、副菜を 基本に、バランスのとれた食事を心 掛けましょう。

みんなで楽しく!



楽しい時間を過ごすことが、健康の秘訣です。

いろいろな習い事やおけいこにも 挑戦して、楽しみましょう。

介護保険は自立支援のためのサービス

- ★介護保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で、自立した生活ができるよう、必要なサービスを提供することを目指しています。「"必要な時"に"必要なだけ"」利用して自立度を高めましょう。
- ★信頼できるケアマネジャーやサービス事業 者がいても、人任せにするのではなく、自 分にとって本当に必要なサービスは何かを 考え、最後は利用者が自分で判断しましょう。
- ★自分の自立度を高めるために、現在利用中のサービスが本当に必要なのか、逆に不足しているサービスはないか、さらに契約通りのサービスが提供されているか、について常に点検しましょう。困ったときはケアマネジャーや介護保険課の担当窓口に相談しましょう。
- ■問い合わせ先 市介護保険課 ☎ 0869-26-5926

皆さんの疑問に

お答えします

介護以及/

Q保険料を納めているのにサービスを利用しないのはもったいない?

A 介護保険は、皆さんの必要なサービスを利用して生活の質を高めるために、大きな役割を担っています。しかし、過剰なサービスの利用は、体の機能を低下させることにつながる場合があります。さらに、過剰なサービスや不必要なサービスの利用は、介護保険が負担する費用を増大させ、皆さんの保険料の引き上げにもつながります。このため、利用者には必要なサービスを、

上手に選んで利用することが求められます。

要支援から要介護1に介護度が上がりました。ディサービスを利用して、支払う 金額は違うの?

A 費用は要介護度や施設の種類・利用時間に応じて、次の表のように異なります。

●併設型の施設/6~8時間未満利用の場合

内容	費用の目安	自己負担(1割)
要支援	4,820円	482円
要介護 1・2	6,140円	614円
要介護3・4・5	9,030円	903円

この表のように、介護保険は自立支援の ためのサービスです。

11 2005.8 広報 せとうち No.9 10